

（令和4年11月29日現在適用中）

1. 商品名	・総合口座（普通貯金無利息型〈決済用〉）
2. ご利用いただける方	・個人のみ
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻しできます。
6. 利息	・普通貯金は無利息となります。
7. 手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 ・令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いの定期貯金、定期積金、積立式定期貯金を担保組入れすることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金、定期積金残高の合計額の90%（千円未満切捨て）、最高300万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の約定利率に年0.5%上乗せした利率、定期積金の約定利回りに年0.7%上乗せした利率が適用されます。 ・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
9. 貯金保険制度（公的制度）	・貯金保険制度により全額保護されます。
10. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会管理部リスク審査課（電話：0776-27-8234）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会管理部リスク審査課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>

11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。</li><li>・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返済いただく場合があります。</li></ul>
----------------	--

・ご不明な点は、当会窓口までお気軽にお問い合わせください。